

販売・サービス条件書

第1条（目的）

本条件書は、Antuit 株式会社（以下「Antuit」という）が Antuit 標準サービス、AuriQ ソフトウェア製品、AuriQ 製品保守サポート、AuriQ 製品運用・監視サービス、AuriQ Essentia サービスならびに AuriQ RTCSS サービス以外の製品の販売およびこれらに付帯関連するサービス（あわせて以下「対象製品等」という）の販売を提供するにあたって対象製品等に関する契約（以下「個別契約」という）に共通に適用される取引条件につき定めるものです。

第2条（納入・検収）

1. Antuit がお客様から対象製品等として製品の納入要請を受けた場合、Antuit は「納品書」を交付するものとし、お客様はその数量と品目に誤りのないこと、および瑕疵が存在しないことを確認のうえ、対象製品等を受領した証として Antuit に対し遅滞なく Antuit 所定の「物品受領書」に記名捺印の上、これを交付するものとし、
2. Antuit がお客様から対象製品等として業務の委任を受けた場合、対象業務が終了した時点で「業務終了報告書」を提出し、お客様はその内容に誤りのないことを確認のうえ、対象業務終了の証として Antuit に対し遅滞なく Antuit 所定の「業務終了確認書」に記名捺印の上、これを交付するものとし、
3. Antuit がお客様から対象製品等として業務の請負を受けた場合、またはお客様から対象製品等として検収を条件とする対象製品等の納入要請を受けた場合、Antuit はそれぞれ「納品書」／「業務終了報告書」をお客様に交付するものとし、お客様は Antuit に「物品受領書」／「業務終了確認書」を交付の上、Antuit とお客様で協議のうえ定める基準に照らし対象製品等に基づく成果物（以下「成果物」という）を確認し、当該基準に適合する場合は、Antuit に対し遅滞なく Antuit 所定の「検収書」に記名捺印の上、これを交付するものとし、
4. 対象製品等の納入後 Antuit の3営業日以内、または対象製品等および成果物の提供・納入後 Antuit の10営業日以内にお客様から書面による異議の申出または「検収書」が Antuit に到達しない場合は、別段の定めのない限り、当該期間の満了をもって前項の検収が完了したものとみなします。

第3条（所有権および危険負担の移転）

1. 対象製品等および／または成果物の所有権は、代金完済時をもって Antuit よりお客様に移転するものとし、
2. 対象製品等および／または成果物の危険負担は、対象製品等および／または成果物の納入時をもって Antuit よりお客様に移転するものとし、
3. 対象製品等および／または成果物がソフトウェアである場合、当該ソフトウェアを記録した媒体の所有権および危険負担のみ前二項に従って移転し、当該ソフトウェアの使用権その他の権利については Antuit またはソフトウェアの使用権許諾権者（以下「原権利者」といいます）と当該ソフトウェアの最終使用者の間で締結される使用許諾契約書等に基づき原権利者から最終使用者に対して直接使用許諾されるものとし、

第4条（メーカーの定める利用条件の遵守）

お客様は、対象製品等の製造業者または原権利者（総称して、以下「メーカー」という）が定める対象製品等の利用条件に従い対象製品等を利用するものとし、お客様が当該利用条件を遵守しないことにより損害が発生した場合は、お客様は自己の責任においてこれを解決し、Antuit に一切迷惑をかけないものとし、

第5条（保証）

1. 対象製品等および成果物の検収完了の日から6ヶ月以内に、納入後の検査で直ちにみつけないことのできない隠れたる瑕疵または不具合（以下「不具合等」という）が発見された場合、お客様は Antuit に対し書面で通知するものとし、Antuit は通知に基づきすみやかに当該不具合等の解消のために必要な対応を行うものとし、
2. 前項の措置によっても不具合等の解消が不可能な場合、お客様は当該不具合等の見つかった個別契約を解除することができるものとし、
3. 前二項の定めにかかわらず、対象製品等の保証、および対象製品等に不具合等が存在した場合におけるメーカーの担保責任、補償等（以下「補償等」という）につきメーカーが保証書等にて特段の定めをなしている場合は、保証書等の定めに従いメーカーからお客様に対して補償等がなされるものとし、個別契約に関して Antuit およびメーカーがお客様に対して負う責任は全体および総額として当該補償等の範囲内に限定されるものとし、この場合、Antuit は資料提出の協力等、お客様が当該補償等を受けるために必要な助力を行うものとし、
4. Antuit は、別途書面により合意した場合を除き、対象製品等のお客様の目的適合性の保証はいたしません。
5. 対象製品等に関する保証、および不具合等が存在した場合の Antuit の責任は、本条に定められるものが全てであるものとし、

第6条（損害賠償）

1. 個別契約に関連して発生した損害についての Antuit の賠償責任は、原因の如何を問わず、範囲においてお客様の生命、身体ならびに有体財産に生じた通常の直接的損害に限られるものとし、金額において当該損害の発生の原因となった個別の対象製品等についての取引金額（ただし、年額、月額等の定額による継続的な役務取引においては、当該定額に基づき月額または月割により計算した3ヶ月分相当の対象製品等の対価）を上限とします。
2. Antuit の責に帰すことが出来ない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、逸失利益およびデータならびにプログラム等無体財産に対する損害については、損害賠償責任を負わないものとし、

第7条（支払条件）

1. お客様は、個別契約の代金を、当月分当末日締切翌月末 Antuit 指定銀行口座宛振込により Antuit へ支払うものとし、振込に要する手数料はお客様のご負担とします。
2. お客様が本契約に定める代金の支払を遅延した場合、お客様は Antuit の請求に基づき、遅延した金額に対し遅延した日から完済に至るまで年 14.6%（年 365 日の日割り）の割合による遅延損害金を支払うものとし、

第8条（再委託）

Antuit は、対象製品等に関する業務の全部または一部の作業を、Antuit の責任において第三者に委託できるものとし、

第9条（期限の利益の喪失）

お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、お客様は当然に Antuit に対する支払債務の期限の利益を喪失します。また Antuit は何らの催告を要さずただちに個別契約を解除または解約できるものとし、

- (1) 手形、小切手の不渡り処分、銀行取引停止処分その他の支払停止状態が生じた場合
- (2) 解散、清算または事業の廃止等任意整理の手續に着手した場合
- (3) 仮差押、仮処分、差押または滞納処分等が行われた場合
- (4) 破産、特別清算、会社更生、会社再生、その他これらに類する手續の申立があった場合
- (5) 合理的理由により前各号と同等の経済状態であると認められる場合
- (6) 相当の期間を定めて履行の催告後も債務の履行がなされない場合

第10条（知的財産権）

対象製品等の提供の過程で行われた発明、考案等（ビジネスモデルの構築を含むがこれに限定されない）、または作成されたプログラムその他の成果物から生じた特許権、実用新案権、意匠権、著作権等（特許、実用新案を受ける権利を含むがこれに限定されない）については、別途お客様と Antuit が記名押印文書により合意しない限り、Antuit 単独に帰属するものとします。

第11条（秘密保持義務）

1. 本条項において秘密情報とは、対象製品等の提供に関して、個別契約の一方当事者（以下「情報開示者」といいます）が他方の当事者（以下「情報受領者」といいます）に開示する技術情報、営業情報、およびその他一切の情報（以下「秘密情報」といいます）をいいます。ただし以下の情報を除きます。

- (1) 情報の開示の時点ですでに公知または公用である情報
 - (2) 情報の開示の以前から情報受領者が適法に所持していた情報
 - (3) 情報の開示の後、情報受領者の責に帰すべき事由によらず公知または公用となった情報
 - (4) 情報の開示の後、情報受領者が第三者より秘密保持義務を負わず適法に入手した情報
 - (5) 情報開示者から開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報
2. 情報受領者は、秘密情報を善良なる管理者における注意をもって管理し、目的外に利用し、または相手方の事前承諾なく第三者へ開示しないものとします。
3. 情報受領者は、相手方の事前の書面による承諾なく秘密情報に関する資料の複製、複写、持ち出し、または外部からのリモートアクセスを実施することはできないものとします。
4. 前各項の定めにかかわらず、情報受領者が行政機関または司法機関より秘密情報の開示を要求された場合は、以下の措置を取った上で当該行政機関または司法機関に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。
- (1) 相手方に対して当該要求があった旨を遅滞なく通知すること
 - (2) 当該秘密情報のうち、適法に開示が要求されている部分についてのみ開示すること
 - (3) 開示する当該秘密情報について秘密としての取扱いが受けられるよう最善をつくすこと

5. 情報受領者は、情報開示者が要求した場合、または開示目的の達成もしくは達成不能により秘密情報を所持する必要がなくなった場合は、情報開示者の指示により、直ちに秘密情報およびその複製物を返還し、または廃棄処分するものとします。

6. 本条に基づく情報受領者の秘密保持義務は、当該秘密情報の受領時より5年間有効とします。

7. 情報受領者は、情報開示者より個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。以下「個人情報」といいます）の開示または預託を受ける場合、漏洩、不正利用等のないよう、善良なる管理者における注意をもってこれを適切に管理するとともに、当該個人の事前承諾なく個人情報を第三者に開示し、または当該個人の承諾した目的以外に利用してはならないものとします。

8. 情報開示者は情報受領者に対し、いつでも個人情報の返還または廃棄を求めることができるものとします。

9. 情報受領者は、個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）および所定の最新の個人情報取扱基準の定めるところに従うものとします。

第12条（譲渡の禁止）

お客様は、Antuit の事前の書面による承諾なく、個別契約に基づく権利義務の一部または全部を第三者に譲渡できないものとします。

第13条（不可抗力）

Antuit は、個別契約に定める債務の履行が遅延または履行されなかった場合において、当該遅滞または不履行が天災地変、政府または政府機関の行為、法律・規則・命令の遵守、火災、嵐、洪水、地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、反乱、革命、暴動、テロリズム、ストライキ、ロックアウト、その他 Antuit の合理的な制御を超える事由により引き起こされた限度において、お客様に対し責任を負わないものとします。

第14条（その他）

1. 対象製品等に関し、本書とお客様の注文書、契約条項その他契約との間で齟齬が生じた場合、別段の書面による合意がない限り、本書の規定のみが適用されるものとします。
2. 対象製品等に関し疑義が生じた場合は、Antuit とお客様の間で誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。
3. 対象製品等に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. Antuit およびお客様は、反社会的勢力との関係について内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議が、平成19年（西暦2007年）6月19日付けで「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を公表し、企業に対して、暴力団を始めとする反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係遮断についての取り組みを一層推進する必要性を明らかにしていることに鑑み、両者間の一切の取引について、下記のとおり確認します。

- (1) 自らとその役員、経営・事業に実質的な影響力を有する株主、重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という）が、反社会的勢力ではなく、今後ともそのようなことはないこと。
 - (2) 自らとその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、今後ともそのようなことはないこと。
 - (3) 自らとその役員等は、相手方との契約に関連する業務の遂行において、反社会的勢力と知りながらその業務の全部または一部を遂行させてはおらず、今後ともそのようなことはないこと。
2. Antuit およびお客様は、前項に記載する状況を確認するため相手方が随時実施する調査に合理的な範囲で協力し、相手方が要請した資料等を提出するものとします。
3. Antuit およびお客様は、前二項に違反した場合は、相手方との一切の契約関係について、何らの催告なしに直ちに解除されることを受け入れるとともに、かかる契約解除を理由として、相手方に損害賠償請求その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとします。

以上